

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 8 年 8 月 27 日

○ ○ 市長 あて

住所 _____

氏名 富山 太郎

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 居間、炊事室、浴室

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☒ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、 ① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ からなっています。）

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☒ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。）

- ☒ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。